

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

## 事業名 清流の国ぎふ健康ポイント事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2548)

E-mail：[c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 9,428 千円 (前年度予算額：9,428 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,428	0	0	0	0	0	0	0	9,428
要求額	9,428	0	0	0	0	0	0	0	9,428
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

今後、本格的に進展する人口減少、少子高齢社会において、誰もが地域で活躍していただくことが必要とされる中で、県民が健康かつ長寿であり、充実した生活が送れることは、非常に重要である。

一方で、本県の健康寿命と平均寿命を平成22年で比較すると、女性で12歳、男性で9歳のかい離が生じている。

この差の拡大は、不健康な期間の拡大を意味し、これによって医療費の増大、個人の生活の質の低下が懸念される。

このため、県民一人ひとりがいつまでも元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸に寄与する「健康づくり」を、さらに推進していく必要がある。

健康づくり事業は、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、市町村が実施することとされていることから、県民の自主的な健康づくりに資する事業を新たに実施する市町村に対し連携して事業を実施する。

具体的には、県民の自主的な健康づくりの取組みを推進するための仕組みとして、県と市町村が共同で実施する健康ポイント事業を創設した。

これを、平成30年度からスタートした第3次ヘルスプランぎふ21における健康づくり取り組みの一環として実施し、県民の健康意識の向上や健康診断の受診率の向上につなげていく。

		健康寿命	平均寿命	差
平成 25 年	男性	71.44 歳（全国 19 位）	—	
	女性	74.83 歳（全国 12 位）	—	
平成 22 年	男性	70.89 歳（全国 13 位）	79.92 歳（全国 11 位）	9.03
	女性	74.15 歳（全国 15 位）	86.26 歳（全国 29 位）	12.11

※平均寿命とは、ある期間の死亡状況が今後変化しないと仮定し、各年齢の人が平均してあと何年生きられるかの期待値を「平均余命」を「平均寿命」とし、0歳における「平均余命」を「平均寿命」として保健福祉水準を総合的に示す指標としている。

※健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されている。

## （２）事業内容

県民が市町村の指定した運動教室や健康講座への参加、検診の受診等の「健康づくりメニュー」に取り組むと所定のポイントが付与される。こうした取り組みを継続実施し、一定のポイントを獲得した県民にはミナモ健康カードと抽選申込書が交付される。当該カードの提示により協力店から特典・サービスが受けられる。

## （３）県負担・補助率の考え方

国が策定した「健康日本21」と都道府県健康増進計画である「ヘルスプランぎふ21」は連動しており、健康寿命の延伸、生活の質の向上等という目的を達成するため県で事業展開を行う。

## （４）類似事業の有無

無（市町村では先行事例あり）

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
報償費	63	プロポーザル審査委員報償費
旅費	100	プロポーザル審査委員旅費、業務旅費
需用費	42	消耗品
役務費	30	電話・郵送料
委託料	9,193	委託費一式（人件費、景品購入費、印刷製本費、役務費等）
合計	9,428	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### （１）各種計画での位置づけ

- ・第3次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）

# 事業評価調査書

新規要求事業  
 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）に基づき、市町村と事業連携し、県民の生涯を通じた健康づくりを継続的に支援する。その一環として、「清流の国ぎふ健康ポイント事業」を展開。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
特定健診受診率	49.0% (H27)			51.4% (H29)	70% (R5)	73% —
習慣的に運動する人	男性 23.0% 女性 17.8% (H28)			(H )	男性 36.0% 女性 33.0% (R5)	% —
野菜摂取量	男性 273 g 女性 257 g (H28)			(H )	男性 350 g 女性 350 g (R5)	% —

### ○指標を設定することができない場合の理由

--

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・10月を企業版として健康経営宣言企業に会社ぐるみの取組みとして、11月を市町村ごとのテーマ別の健康づくりチャレンジ月間を実施した。
- ・委託事業によりミナモ健康カードの協力店獲得事業を実施
- ・チラシの作成や新聞掲載等により制度周知を実施

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・県内全市町村（42市町村）とともに本事業を展開した。
- ・各市町村においても広報誌やHP等で広報を実施した。
- ・健康経営宣言企業の従業員約2,000人が参加した。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	ヘルスプランぎふ21は健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画である。 今後も効果的に計画を推進していくために、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	ヘルスプランぎふ21に基づく推進体制として、県及び市町村との共同で事業を進める。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	ヘルスプランぎふ21に基づく推進体制として、県及び市町村との共同で事業を進める。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 第3次計画（暫定版）の継続的な進捗管理を行う必要がある。 また、国の健康日本21（第二次）の中間評価をもとにした修正を行う必要がある。 健康経営推進事業と連携し、働き盛り世代の参加率をさらに向上させる必要がある。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 平成30年度に策定した第3次計画により、県及び圏域にて関係機関・団体と更に情報共有や協議、事業の協働実施などを重ね、協力体制を築いていくことが必要である。 今年度実施した健康経営宣言企業の従業員の参加を引き続き実施し、定着を図ることが必要である。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	